

3. 顧問は、本会議所の運営に当たって必要かつ適切な助言を行い、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は、推薦した理事長の任期と同一とする。
5. 第 16 条の規定は、顧問について準用する。

第 25 条（責任の免除）

本会議所は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 26 条（役員等の報酬等）

理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとし、その額については、総会において別に定める。

第 4 章 総会

第 27 条（構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 28 条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 正会員の資格を有しない監事の報酬の額
- (5) 基本財産等の運用及び基本財産の処分の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 基本財産等管理規程
 - ③ 理事及び監事報酬規程
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (12) その他法令又はこの定款で定められた事項

第 29 条（種類及び開催）

本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。